

## 朝倉市医療的ケア見在宅レスパイト事業

「レスパイト」とは、英語でちょっと一息、ひと休みという意味で、「在宅レスパイト」は、自宅で生活する医療的ケア児を介護するご家族の負担を軽減することを目的として、訪問看護師が自宅に出向き、ご家族に代わって医療的ケアを行うサービスです。

朝倉市では、在宅で医療的ケア児の介護を行うご家族の負担軽減を図るため、訪問看護を延長して利用した際に係る費用の一部を助成します。

### 対象者

次の要件をすべて満たす者を在宅で介護している同居家族

- ① 朝倉市内に住んでいる者
- ② 現在、訪問看護により医療的ケアを受けている者

※ 医療的ケアとは、人工呼吸器管理、たん吸引や経管栄養など、日常生活に不可欠な医療的支援をいいます。

### 助成対象となる費用

訪問看護の利用時間から、健康保険法の適用となる時間を除いた時間（全額自己負担になる時間）にかかる費用

### 助成額

助成対象となる時間×7,500円（1時間当たりの単価）

- ※ 対象時間が30分以上60分未満の場合は、0.5時間と換算します。
- ※ 対象時間に30分未満の端数がある場合は切り捨てとします。
- ※ 1年度48時間が上限です。

### 申請方法

利用している訪問看護ステーションを通して、申請書類を朝倉市福祉事務所に提出してください。

※ 利用前に必ず申請が必要です。

### 【お問い合わせ先】

朝倉市福祉事務所 障がい者福祉係

住 所：朝倉市甘木232番地1

TEL：0946-28-7551（直通）

FAX：0946-22-1151

## 申請から支払までの流れ【利用者編】

### 1 利用申請

※利用前に必ず申請が必要です。

利用申請書を、利用する訪問看護ステーションに提出します。(申請書は訪問看護ステーションを経由して市福祉事務所に提出されます。)



訪問看護ステーションを経由して、利用決定通知が届きます。

### 2 利用

訪問看護ステーションと利用日時を調整し、訪問看護を利用します。  
※ 利用時間は1年度48時間が上限です。



### 3 助成金の交付申請

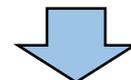
利用月の翌月に、交付申請書及び利用明細を市福祉事務所に提出します。  
※ 利用明細の作成が難しい場合は、訪問看護ステーションにご相談ください。



市福祉事務所から、交付決定通知が届きます。

### 4 助成金の請求

交付決定通知が届いたら、請求書兼委任状を市福祉事務所に提出します。  
※ 訪問看護ステーションへの委任払いとすることで、利用者の負担額は助成金額を除いた差額のみとなります。



### 5 支払い

市から助成金を支払います。  
※助成金は、訪問看護ステーションに直接支払います。  
利用者は、助成金額を除いた差額を訪問看護ステーションに支払ってください。

## 申請から支払までの流れ【訪問看護ステーション編】

### 1 利用申請 ※利用申請・決定は、訪問看護ステーションを経由して行います。

① 利用希望者から利用申請書を受け取り、医師の指示書（写し）を添付して、市福祉事務所に提出します。

② 市福祉事務所から利用決定通知が送付されますので、内容を確認し、利用者に通知します。



### 2 利用

利用者と利用日時を調整し、訪問看護を実施します。  
※ 利用時間は1年度48時間が上限です。



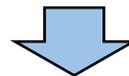
### 3 助成金の交付申請（利用者のサポート）

利用月の翌月に、交付申請書及び利用明細を市福祉事務所に提出します。  
交付申請書及び利用明細の作成及び提出について、利用者のサポートをお願いします。



### 4 助成金の請求（利用者のサポート）

交付決定通知が届いたら、請求書兼委任状を市福祉事務所に提出します。  
訪問看護ステーションへの委任払いとすることで、利用者の負担額が助成金額を除いた差額のみとなります。請求書兼委任状の作成及び提出について、利用者のサポートをお願いします。



### 5 支払い

市から助成金を支払います。  
※助成金は、訪問看護ステーションに直接支払います。利用者には、助成金額を除いた差額を請求してください。

